（法務省設置法の一部改正）

第二条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　削除」を「第二節　出入国在留管理庁　第一款　任務及び所掌事務（第二十七条―第二十九条）　第二款　施設等機関（第三十条）　第三款　地方支分部局（第三十一条―第三十三条）」に、「第二十八条」を「第三十四条」に、「第二十九条」を「第三十五条」に改める。

第三条第一項中「出入国」の下に「及び外国人の在留」を加える。

第八条第一項中「入国者収容所」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十五条中「地方入国管理局」を削る。

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。

第二十一条から第二十三条まで　削除

第二十六条中「国家行政組織法」を「前項に定めるもののほか、国家行政組織法」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、法務省に、出入国在留管理庁を置く。

第二十九条を第三十五条とし、第四章第三節中第二十八条を第三十四条とする。

第四章第二節を次のように改める。

第二節　出入国在留管理庁

第一款　任務及び所掌事務

（長官）

第二十七条　出入国在留管理庁の長は、出入国在留管理庁長官とする。

（任務）

第二十八条　出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2　前項に定めるもののほか、出入国在留管理庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　出入国在留管理庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第二十九条　出入国在留管理庁は、前条第一項の任務を達成するため、第四条第一項第三十二号から第三十四号まで、第三十六号、第三十七号及び第三十九号に掲げる事務をつかさどる。

2　前項に定めるもののほか、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

第二款　施設等機関

（入国者収容所）

第三十条　出入国在留管理庁に、入国者収容所を置く。

2　入国者収容所は、本邦からの退去を強制される者を収容し、及び送還する事務をつかさどる。

3　入国者収容所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第三款　地方支分部局

（地方出入国在留管理局）

第三十一条　出入国在留管理庁に、地方支分部局として、地方出入国在留管理局を置く。

2　地方出入国在留管理局は、出入国在留管理庁の所掌事務のうち、第四条第一項第三十二号から第三十四号まで、第三十七号及び第三十九号に掲げる事務を分掌する。

3　地方出入国在留管理局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4　地方出入国在留管理局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

5　前項に定めるもののほか、地方出入国在留管理局の内部組織は、法務省令で定める。

（地方出入国在留管理局の支局）

第三十二条　法務大臣は、地方出入国在留管理局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方出入国在留管理局の支局を置くことができる。

2　地方出入国在留管理局の支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　地方出入国在留管理局の支局の内部組織は、法務省令で定める。

（地方出入国在留管理局又はその支局の出張所）

第三十三条　法務大臣は、地方出入国在留管理局又はその支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方出入国在留管理局又はその支局の出張所を置くことができる。

2　地方出入国在留管理局又はその支局の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第六条及び第十八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（人材が不足している地域の状況への配慮）

第二条　政府は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、新入管法第十九条の十八第二項第一号の特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（基本方針等に関する経過措置）

第三条　政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新入管法第二条の三第一項から第三項までの規定の例により、基本方針（同条第一項に規定する基本方針をいう。次項及び第三項において同じ。）を定めることができる。この場合において、法務大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

2　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において新入管法第二条の三第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

3　法務大臣は、第一項の規定により基本方針が定められた場合には、施行日前においても、当該基本方針を新入管法第二条の三第一項から第三項までの規定により定められた基本方針とみなして、新入管法第二条の四第一項から第三項までの規定の例により、分野所管行政機関の長等（同条第一項に規定する分野所管行政機関の長等をいう。以下この項において同じ。）と共同して、分野別運用方針（同条第一項に規定する分野別運用方針をいう。次項において同じ。）を定めることができる。この場合において、法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

4　前項の規定により定められ、公表された分野別運用方針は、施行日において新入管法第二条の四第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された分野別運用方針とみなす。

（処分等に関する経過措置）

第四条　施行日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により法務大臣又は地方入国管理局長がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）であって、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長がする処分等の行為としてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当規定があるものは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、新法令の相当規定に基づいて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長がした処分等の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法令の規定により法務大臣又は地方入国管理局長に対してされている申請、届出その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）であって出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してする申請等の行為として新法令に相当規定があるものは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、新法令の相当規定に基づいて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してされた申請等の行為とみなす。